

手延べ干しめんについての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表
○手延べ干しめんについての生産行程管理者の認証の技術的基準（平成 16 年 8 月 4 日農林水産省告示第 1468 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
手延べ干しめんについての<u>生産行程管理者等の認証の技術的基準</u> 1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定に基づき行う手延べ干しめんについての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準を規定する。 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 1189 手延べ干しめん 3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 1189による。 4 生産及び保管に係る施設 4.1 生産に係る施設 生産行程に係る施設が、JAS 1189の<u>箇条4</u>に規定する生産の方法についての基準に従い管理を行うのに支障のない広さ及び構造でなければならない。 4.2 保管に係る施設 JAS 1189に従って生産された手延べ干しめんを、<u>他</u>の手延べ干しめんと区別して保管するのに支障のない広さ及び構造でなければならない。 5 生産行程の管理又は把握の実施方法 5.1 生産行程管理責任者の職務 6.2に規定する生産行程管理責任者に、<u>次の職務を行わせない</u>なければならない。 a) 生産行程の管理[外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下<u>同じ。</u>]又は把握に関する計画の立案及び推進 b) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、<u>外注先の選定基準、外注内容、外注手続等</u>当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進 c) 内部規程の制定、<u>確認</u>及び改廃についての統括 d) （略） e) 生産行程に生じた異常、<u>苦情等</u>に関する処置及びその対策に関する指導又は助言 5.2 内部規程	手延べ干しめんについての<u>生産行程管理者</u>の認証の技術的基準 （新設） （新設） （新設） 二 生産及び保管に係る施設 1 生産に係る施設 生産行程に係る施設が、<u>手延べ干しめんの日本農林規格（平成16年 6 月18日農林水産省告示第1189号。以下「日本農林規格」という。）第3条</u>に規定する生産の方法についての基準に従い管理を行うのに支障のない広さ及び構造<u>であること</u>。 2 保管に係る施設 <u>日本農林規格</u>に従って生産された手延べ干しめんを、<u>他</u>の手延べ干しめんと区別して保管するのに支障のない広さ及び構造<u>であること</u>。 二 生産行程の管理又は把握の実施方法 （新設） 1 <u>三の2</u>に規定する生産行程管理責任者に、<u>次に掲げる職務を行わせること</u>。 (1) 生産行程の管理（<u>外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。</u>）又は把握に関する計画の立案及び推進 (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、<u>外注先の選定基準、外注内容、外注手続等</u>当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進 (3) 内部規程の制定、<u>確認</u>及び改廃についての統括 (4) （略） (5) 生産行程に生じた異常、<u>苦情等</u>に関する処置及びその対策に関する指導又は助言 （新設）

5.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

a)～c) (略)

d) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関等への通知に関する事項

e) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

5.2.2 内部規程に従った業務の実施及び記録等の管理

内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保存しなければならない。

5.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていなければならない。

6 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

6.1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は把握を行うものが1人以上置かれていなければならない。

a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で食品に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、生産の指導又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

b) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、生産の指導又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

c) 食品の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者

6.2 生産行程管理責任者

次による。

a) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、認証機関等の指定する講習会（以下「講習会」という。）において手延べ干しめんの生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していなければならない。

b) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において手延べ干しめんの生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていなければならない。

7 格付の実施方法

7.1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

a)～d) (略)

e) 認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

(新設)

2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)～(3) (略)

(4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

(5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

(新設)

3 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保持すること。

(新設)

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は把握を行うものが1人以上置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で食品に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、生産の指導又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、生産の指導又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

(3) 食品の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において手延べ干しめんの生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において手延べ干しめんの生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の実施方法

1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

(1)～(4) (略)

(5) 認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

8 格付を担当する者の資格及び人数

8.1 格付担当者の資格及び人数

格付担当者として、6.1 a)～c)のいずれかに該当する者であって、講習会において手延べ干しめんに係る格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていなければならない。

8.2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていなければならない。

2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者の資格及び人数

格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において手延べ干しめんに係る格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。